

応募希望者は、校内〆切前に総務部へ奨学金申請書を取りに来て、校内〆切までに奨学金申請書を記入して総務部へ提出すること。

**教室掲示**

奨学生募集のお知らせ

2022/7/19 総務部

**No.5**

	名称	対象	人数	主な応募資格	金額	校内〆切	他の奨学金との重複受給	連絡先	備考
	1 国の教育ローン	全学年	未定	「国の教育ローン」は、大学、高校、短大、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお父さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。	最大350万			教育ローンコールセンター 0570-008656	金利年1.68% 返済15年以内
	2 あしなが高校奨学金	全学年	未定	保護者が病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡、または保護者が1級～5級の障害認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。	月額45,000円 (うち給付2万円)	<b>最終〆切 11月23日</b> ※希望者は 随時相談	併用可能	総務部	無利子貸与+給付型 (貸与部分は卒業の半年後から20年以内に返還) ※貸与のみ、給付のみの選択は不可
	18 公益財団法人日本教育公務員弘済会 東京支部大学給付奨学金(予約型)	3年生	校内で1名	①大学進学を目指す者 ②修学意欲がありながら学資金の支払いが特に困難と認められる者(同一生計の収入合計金額400万円未満) ③高校在学期間の成績4.0以上	月額3万円	8月8日	併用可能	総務部	返還不要
	19 交通遺児育英会奨学金	全学年		保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒	(在学応募) 月額2万円～4万円  (予約応募・3年生のみ) 月額4万円～6万円	令和5年 1月10日  7月20日	併用可能	総務部	返還義務あり (無利子)
	28 公益財団法人キーエンス財団 2023年度奨学金	3年生	全体で500名	2023年4月に日本の4年制大学に入学する者で経済的な支援を必要とする者	月額8万円 4年間で384万円		貸与型奨学金：併用可 給付型奨学金：併用不可 国の修学支援制度：併用可 大学独自の制度(授業料減額・免除)：併用可	パンフレットが必要な人は 総務部まで	返済不要
<b>NEW!</b>	29 2022年度公益財団法人那須記念財団奨学金	3年生		指定地域の大学等に進学する以下の方 A. 児童養護施設等・里親家庭・ひとり親及び両親のいない家庭に暮らす学生 B. 障害のある学生	月額75,000円 (年額90万円)		貸与型奨学金は併給可能	那須記念財団ホームページより本人が直接申し込んでください。 <a href="https://www.nasu.or.jp/">https://www.nasu.or.jp/</a>	返済不要
<b>NEW!</b>	30 山田進太郎D&I財団 女子中高生向け奨学金	1・2年生		理系分野への進学を希望する高1・2年生				詳細はWEBサイトをご確認ください。	
<b>NEW!</b>	31 2023年度ライト工業みらい基金(大学入学用)	3年生	校内で1名(全体で6名程度)	学業・人物ともに優秀であって、高校2年次までの評定平均が4.0以上の者。大学進学に際し学資の支弁が困難と認められ、2023年4月に当財団が指定する大学の理工系学部にて現役で進学することを条件とする。	月額70,000円	7月31日	他の給付型奨学金との併用受給は不可。 ※日本学生支援機構、自治体からの奨学金、大学の奨学金とは併用可能。	総務部	返済不要
<b>NEW!</b>	32 信州大学入学サポート奨学金	3年生	全体で20名程度	2023年度4月に信州大学に入学を希望する学業優秀な高校生。 信州大学の総合型選抜、学校推薦型選抜または一般選抜(前期)に出願を予定し、合格した場合には入学が確約できる者。 父母の令和4年度の住民税課税標準額の合計が125万円以下である者。	10万円～40万円	8月22日	他の奨学金との併用が可能	総務部	返済不要
<b>NEW!</b>	33 ビヨンドトゥモロー ジャパン未来スカラシップ	3年生		2023年4月に4年制大学等に入学する者で、下記の1つ以上に該当すること。 ①親が死亡 ②単親家庭である。 ③児童福祉施設・社会的養護の施設に暮らしている。 ④里親家庭に暮らしている。 ⑤生活保護受給世帯に暮らしている。	年間50万円	10月8日	他の奨学金との併用が可能	総務部	返済不要

\*成績証明書・推薦書・作文・家庭の収入を証明する書類等の提出物が必要な場合があります。希望者は早めに相談してください。

\*上記以外の奨学金で校長推薦等必要な書類がある場合は、書類が必要な2週間前までに総務部に相談してください。